

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和7年11月27日

届出年月日：令和7年11月17日

店 舗 名：ケーズデンキ宇佐店

設 置 者：株式会社九州ケーズデンキ

縦 覧 期 間：令和7年11月27日～

令和8年3月27日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

届出の概要：別紙のとおり



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年11月17日

大分県知事 殿

株式会社九州ケーズデンキ
代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ宇佐店
住所 大分県宇佐市大字法鏡寺字川島409番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

設 置 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下陽一	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後)

設 置 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 杉本正彦	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

小 売 業 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 坂下陽一	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
名 称	代表者	
株式会社九州ケーズデンキ	代表取締役 杉本正彦	茨城県水戸市城南二丁目7番5号

3 変更の年月日

(1) ・ (2) 令和7年6月20日

4 変更する理由

設置者及び小売業を行う者の代表者の変更に伴い、立地法上の届出状況を整理し、変更届出を行うものです。